

事務事業調整報告書

協議項目	21 介護保険事業の取扱い	健康福祉部会
協議細目	事業計画、保険料、基金、審査会、手数料	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>< 介護保険事業計画 ></p> <p>介護保険事業計画は、介護保険制度の円滑な施行を確保するため、要介護者等の実態を把握し将来的に必要となる介護サービス量を見込んだ上で保険料を算定し、安定的にサービスを供給できる体制整備を計画的に進めることを目的に策定しています。</p> <p>現在の計画期間は、平成15年度から平成19年度までの5カ年間ですが、合併に伴い、新町における一体性を確保するために新たな計画として現計画の再編が必要となるため、平成17年度から再編することが適当と思われます。</p> <p>< 介護保険料 ></p> <p>介護保険料は、それぞれの介護保険事業計画に基づいて算定されています。</p> <p>2町とも所得額に応じて段階的に保険料を設定していますが、額に差異があります。納期については同一であります。</p> <p>保険料は、平成17年度に再編される介護保険事業計画に基づき賦課されることから、地方税、国民健康保険税との均衡を勘案し、介護保険給付費準備基金を活用しながら、温泉町の第3段階の額を基本として平成17年度から統一することが適当と思われます。</p> <p>< 介護保険給付費準備基金 ></p> <p>介護保険給付費準備基金は、介護保険事業の健全な財政運営を図るため毎年積立を行い、給付費用の財源に充てています。</p> <p>基金残高に差異がありますが、基金の目的を勘案し、新町の介護保険事業計画に基づく健全な財政運営のため保有額全て引き継ぐことが適当と思われます。</p> <p>< 介護認定審査会 ></p> <p>現在は、各町で単独設置して運営のみ美方郡で行う「単独設置共同運営」方式となっております。</p> <p>当方式は、県内では朝来郡と美方郡のみであり、今後は県下で美方郡のみとなります。県下での単独設置は20市11町、広域設置は11地域(2市47町)、共同設置は3地域(10町)であり、町レベルでは一部事務組合で行っているケースも多くあります。</p> <p>新町で単独設置・単独運営は、委員の確保が困難な面があり、郡広域事務組合として新たに行う場合はノウハウの面、審査会場の位置、審査件数の処理の問題で課題があると思われます。</p> <p>このような状況を勘案し、関係町、関係機関と協議を行い、合併までに調整することが適当と思われます。</p> <p>< 手数料 ></p> <p>介護保険料納付証明手数料は、単価が異なるため負担公平の原則及び住民の一体性の確保の面から統一することが望まれ、行政経費及び近隣市町の状況を勘案すると、浜坂町の例により統一することが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>< 介護保険事業計画 ></p> <p>介護保険事業計画は、合併時に再編する。</p> <p>< 介護保険料 ></p> <p>介護保険料は、温泉町の例を基本に統一する。</p> <p>< 介護保険給付費準備基金 ></p> <p>介護保険給付費準備基金は、全て引き継ぐ。</p> <p>< 介護認定審査会 ></p> <p>介護認定審査会は、合併までに調整する。</p> <p>< 手数料 ></p> <p>介護保険料納付証明手数料は、浜坂町の例により統一する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	21 介護保険事業の取扱い	健康福祉部会
協議細目	事業計画、保険料、基金、審査会、手数料	
3 - 1 . 事務事業現況比較表 (介護保険事業計画)		
区分	浜坂町	温泉町
目的	介護保険制度の円滑な施行を確保するため、取り組むべき施策を定める。	介護保険制度の円滑な施行を確保するため、取り組むべき施策を定める。
期間	第2期：H15～H19(5ヶ年) 見直：3年毎(H17に見直：現行保険料率の適用期間H15～H17) 第3期：H18～H22(5ヶ年)	第2期：H15～H19(5ヶ年) 見直：3年毎(H17に見直：現行保険料率の適用期間H15～H17) 第3期：H18～H22(5ヶ年)
3 - 2 . 事務事業現況比較表 (介護保険料)		
区分	浜坂町	温泉町
保険料	段階別保険料額 第1段階 13,830円/年 第2段階 20,750円/年 第3段階 27,660円/年 第4段階 34,570円/年 第5段階 41,490円/年	段階別保険料額 第1段階 12,250円/年 第2段階 18,370円/年 第3段階 24,500円/年 第4段階 30,630円/年 第5段階 36,750円/年
納期	普通徴収：年4回(暫定賦課なし) 第1期7月末 第2期9月末 第3期11月末 第4期1月末 当初賦課340人 特別徴収：年6回(4.6.8月は暫定賦課) 偶数月(年金支給月) 当初賦課2,798人	普通徴収：年4回(暫定賦課なし) 第1期7月末 第2期9月末 第3期11月末 第4期1月末 当初賦課190人 特別徴収：年6回(4.6.8月は暫定賦課) 偶数月(年金支給月) 当初賦課2,035人
3 - 3 . 事務事業現況比較表 (介護保険給付費準備基金)		
区分	浜坂町	温泉町
目的	介護保険事業の健全な財政運営を図る	介護保険事業の健全な財政運営を図る
積立	・事業運営期間中の後年度に要する費用の財源に充てる額 ・各会計年度における決算上生じた剰余金のうち2分の1を下らない額 ・介護保険事業特別会計の歳入歳出予算に定める額	・事業運営期間中の後年度に要する費用の財源に充てる額 ・各会計年度における決算上生じた剰余金のうち2分の1を下らない額で予算で定める額 ・介護保険事業特別会計の歳入歳出予算に定める額
残高	53,973千円(H16.5月末)	41,671千円(H16.5月末)
3 - 4 . 事務事業現況比較表 (介護認定審査会)		
区分	浜坂町	温泉町
形態	美方郡4町による単独設置共同運営 臨時職員1人雇用	同左
委員	定数(14名) 内科医師 4名 精神科医師 2名 福祉関係 4名 保健関係 4名 任期 2年	同左
実績	会議：48回(毎週水曜日午後1時30分) 件数：1,878件(浜坂町632件、温泉町415件、美方町288件、村岡町543件) 平均審査件数 39件/1回 平均審査時間 約3分/1件	同左
3 - 5 . 事務事業現況比較表 (介護保険料納付証明手数料)		
区分	浜坂町	温泉町
手数料	300円	200円

介護保険事業の取扱いに関する法令

【介護保険法（抜粋）】

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付等を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

2 市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない。

（被保険者）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）が行う介護保険の被保険者とする。

(1) 市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者（以下「第1号被保険者」という。）

(2) 市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者（以下「第2号被保険者」という。）

（介護認定審査会）

第14条 第38条第2項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に介護認定審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

（委員）

第15条 認定審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

2 委員は、要介護者等の保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区にあっては、区長）が任命する。

（市町村の認定）

第19条 介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及びその該当する要介護状態区分について、市町村の認定（以下「要介護認定」という。）を受けなければならない。

2 予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することについて、市町村の認定（以下「要支援認定」という。）を受けなければならない。

（介護給付の種類）

第40条 介護給付は、次に掲げる保険給付とする。

- (1) 居宅介護サービス費の支給
- (2) 特例居宅介護サービス費の支給
- (3) 居宅介護福祉用具購入費の支給
- (4) 居宅介護住宅改修費の支給
- (5) 居宅介護サービス計画費の支給
- (6) 特例居宅介護サービス計画費の支給
- (7) 施設介護サービス費の支給
- (8) 特例施設介護サービス費の支給
- (9) 高額介護サービス費の支給

(予防給付の種類)

第 5 2 条 予防給付は、次に掲げる保険給付とする。

- (1) 居宅支援サービス費の支給
- (2) 特例居宅支援サービス費の支給
- (3) 居宅支援福祉用具購入費の支給
- (4) 居宅支援住宅改修費の支給
- (5) 居宅支援サービス計画費の支給
- (6) 特例居宅支援サービス計画費の支給
- (7) 高額居宅支援サービス費の支給

(保険料)

第 1 2 9 条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

(賦課期日)

第 1 3 0 条 保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。